朝倉商工会議所ニュース

通信 R7.3

【朝倉市エネルギー価格高騰対策事業者支援金】

エネルギー価格高騰の影響を受けた市内事業者の皆様の負担を軽減するため、朝倉市では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援を行います。

<支援対象経費>

下記の①及び②に該当する経費(他社への販売を目的として購入したものを除く。)

- ① 光熱費…市内事業所で使用された電気及びガスに係る費用
- ② 燃料費…市内事業所で使用されたガソリン、軽油、重油及び灯油の購入に係る費用

<支援金の額>

1事業所当たりの支援金上限額40万円(千円未満切り捨て)

令和6年5月から令和6年7月までに市内事業所で使用したエネルギー(電気、ガス、ガソリン等)の使用量に、支援対象経費の種別ごとに設定した上昇単価を乗じて得た額の合計額の2分の1(千円未満切り捨て)について支給します。

- ※1事業所につき、支援金の申請は1回限りとします。
- ※複数業種・複数店舗を経営する事業所であっても、1事業所となります。

<申請期間>

令和7年3月3日(月)~**令和7年5月30日(金)**

<申請書等(様式)の入手方法>

市のホームページからダウンロードをお願いします。

ダウンロードできない場合は、朝倉商工会議所窓口でも入手可能です。

<申請方法>

朝倉市商工観光課窓口に申請書等をご提出ください。

<問い合わせ先>

朝倉市農林商工部商工観光課商工労働係 TEL 0946-28-7862



商工会議所会員募集中!

お知り合いの事業者様をぜひ、ご紹介ください。職員がご説明に伺います。

年会費 個人: 6,000円~ 法人:10,000円~

★会費振替日のお知らせ★ 6月20日(金)

会費は事業規模により異なります

【中小企業省力化投資補助金】

人手不足に悩む中小企業の売上拡大や生産性向上を支援するための補助金です。申請は「カタログ注文型」と「一般型」の2つの類型があり、カタログ注文型は汎用製品をカタログから選択・導入し、一般型は個別の現場に合わせた設備導入やシステム構築を支援します。補助上限はカタログ注文型で最大1500万円、一般型で最大1億円です。詳細はコールセンターにお問い合わせください。

省力化投資補助金 HP



IT 導入補助金事務局 HP



【IT 導入補助金】

「IT 導入補助金」で中小企業の生産性向上を支援します。補助率は 1/2~4/5 で、補助額は最大 450 万円です。対象経費には IT ツール導入費用、クラウド利用料、セキュリティ対策費用などが含まれます。インボイス制度対応や複数社連携の取り組みも支

援対象です。詳細は生産性向上 IT 導入支援事業事務局 HP でご確認ください。

【福岡県中小企業 IT 導入・賃上げ緊急支援補助金】

福岡県は、国のIT 導入補助金を活用して中小企業の賃上げを支援します。補助率は国の2/3 に県の1/12を加え、合計3/4となります。補助上限額は56万2,500円で、対象経費にはソフトウェア購入費やクラウド利用料が含まれます。対象は、地域別最低賃金+50円以内で従業員を雇用している事業者です。詳細は福岡県とのホームページでご確認ください。

福岡県 HP



福岡県中小企業生産性 向上支援センターHP



TEL:092-292-8890

【福岡県中小企業生産性向上・賃上げ緊急支援補助金】

(※福岡県中小企業生産性向上支援センターとは、県内の中小企業の皆様のデジタル化をはじめとした生産性向上の取り組みを伴走型で一貫して支援します。

生産性向上に関わる問題を抱えている事業所は、まずはお気軽にご相談ください。)

「福岡県中小企業生産性向上支援センター」の支援を受けている企業が対象です。省力化や省エネ化による生産性向上と賃上げを目的としています。補助金申請にはセンターの支援計画が必要です。補助率は 2/3 以内で、補助上限額は 1,300 万円です。補助対象経費には、省力化装置やソフトウェアの購入・改良費、運搬費、設置工事費、社員の教育訓練費等が含まれます。まずは福岡県中小企業生産性向上支援センターのホームページをご確認ください。

【中小企業経営革新の認定】

中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中長期的な経営計画書です。経営革新計画承認制度は、「新事業」の実施を通じて、経営の向上に努力する中小企業者を応援する施策です。

- (1) 計画期間 3年間から5年間。
- (2) 新事業活動 「新たな取組み」によって当該企業の事業活動の向上に大きく資するもの 「新たな取組み」とは、① 新商品の開発又は生産 ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 「新たな取組み」は、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。ただし、業種毎に同業の中小企業(地域性の高いものについては同一地域における同業他社) における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外です。 詳しくは商工会議所へお尋ねください。

【経営革新計画の認定を受けた方への補助金】

※福岡県は賃上げに取り組む中小企業を支援するため、経営革新計画に基づく新事業活動に対して補助金を提供します。補助率は 2/3 で、上限額は 100 万円です。対象経費には設備機器導入費、システム導入費、広告宣伝費、外注費などが含まれます。詳しくは商工会議所まで

福岡県 HP



朝倉商工会議所

〒838-0068 朝倉市甘木 955-11

TEL: 22-3835 FAX: 22-5166